

平成29年6月1日

まちづくり委員会資料

平成29年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第82号

訴訟上の和解について

まちづくり局

訴訟の概要

1 事件の概要

川崎シンフォニーホール（以下「本件建物」という。）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により天井仕上げ材をはじめ、付属する音響・照明・空調設備等の相当部分が落下するなど甚大な被害を受けた。

平成23年10月7日に竹中・淺沼・大場・吉忠共同企業体（以下「原告」という。）と「川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事」（以下「本件復旧工事」という。）を請負金額18億6,900万円で契約した。

しかし、原告は、復旧工事の実施に当たり、本市に対し、追加変更工事に伴う契約変更を求めたが、本市は、これに応じなかったことから、訴訟となったものである。

<請求の趣旨>

被告は、原告に対し、**金4億9,203万円、及びこれに対する平成25年2月7日より支払済みまで年3.1%の割合による金員を支払え。**

2 経緯

(1) 平成23年8月10日、本市は、「本件復旧工事」の一般競争入札について、震災被害状況やスケジュール等を考慮し、最短の工期による復旧を図るため、要工事箇所調査から設計・工事・監理までを包含した一括契約である「設計・施工一括方式」で実施した。

(2) 平成23年10月7日、本市は、原告と本件復旧工事に係る請負契約（18億6,900万円）を締結し、工事着手した。

(3) 原告は、本件復旧工事の実施に当たり、追加変更工事を必要とする事実が判明したため、本市に対し、契約変更を求めたが、本市は、契約金額の変更事由には該当しないとして、これに応じなかった。

(4) 平成24年11月27日、原告は、追加変更工事の代金が5億213万円であることの確認を求める調停を神奈川県建設工事紛争審査会に申請した。

(5) 平成24年12月14日、原告は、本件復旧工事を完了させ、同月25日に本市へ引渡した。

(6) 平成25年5月14日、神奈川県建設工事紛争審査会は、解決の見込みがないものとして、調停を打ち切りとした。

(7) 平成25年8月20日、原告は、追加変更工事の代金として4億9,203万円の支払を本市に求める訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

(8) 本訴訟は、係属して以来、20数回の口頭弁論等を経て、裁判所から職権による強い和解勧告がなされた。

3 争点

本市が入札時に作成した要求水準書では、「設計・監理費及びエ事費は契約金額を限度とする。したがって、**設計内容及び工事内容に変更や追加等が生じても増額に伴う変更契約は行わない。**」とし、また、補足説明において、その例外を「**天災及び法令改正によりやむを得ないと市が判断した場合**」としており、原告を含む入札参加希望者には、契約履行中に生じるリスクについて勘案して入札するよう説明していた。

(1) 原告の主な主張

入札時点において前提とされた**事実を超える範囲の復旧工事や、復旧工事とは何の関係もない既存建物の瑕疵を補修する工事等は、本件復旧工事の対象外であり、増加費用の発生する追加変更工事に当たる。**

(2) 本市の主な主張

本件復旧工事では、原告において、本件建物を要求水準書に記載された**要求条件に合致させるために必要となった工事は当然のことながら本件契約上、原告においてなすべき工事であって、変更（増額）する追加項目ではない。**

4 和解協議

(1) 平成27年12月4日の弁論準備手続期日において、裁判所からは原告が主張する追加変更工事25項目の一部について、訴訟上の和解手続に入ることが提案された。

(2) その後の弁論準備手続期日において、原告が追加変更工事であることを強く主張していた「No.1 既存ブドウ棚ブレース追加設置」の一部を含む7項目について、裁判所から心証が示され、協議した結果、平成29年3月14日裁判所から、**原告の請求金額4億9,203万円に対し、本市が5,000万円を原告に支払う**という和解案が示され、平成29年3月30日の弁論準備手続期日において、**原告、被告双方で和解案を確認**した。

原告主張の追加変更工事（25項目）

	NO	追加変更工事の内容	原告請求金額	原告の主な主張	裁判所の心証
天井工事	①★	1 既存ブドウ棚ブレース追加設置	10,800万円	①竣工図面と異なる施工がされていたことなど、復旧工事とは別に本市が要請した工事	竣工図面が現況と合わない点は、契約の範囲外である。
		2 既存ブドウ棚ブレース瑕疵補修	50万円	①竣工図面と異なる施工がされていたことなど、復旧工事とは別に本市が要請した工事	
		3 後線金物、スピーカーボックス、ワイヤー貫通用の金物の設置	2,240万円	③あらかじめ原告が想定することができない震災被害の復旧工事	
		4 バルコニー席下軒天部分の全面ヨゴレ除去の上再塗装	294万円		
		5 点検歩廊施工	960万円		
		6 天井下地材の数量増	490万円	②本市が復旧工事とは関係なく、新たに発注した工事等	
		7 補強パイプ、補強ブレースの数量増	912万円		
		8 補強金物変更	6,020万円		
	床工事		9 ダクトルート変更	5,130万円	
		10 フローリング張替え（下地ベニヤ、根太補修含む）面積増	650万円		
		11 階段部分ノンスリップ、客席部分段鼻框の取換え範囲増	2,030万円		
		12 フローリング張替えに伴う通路部分巾木等の取外し復旧	653万円		
壁工事		13 フローリング下地構造部材やり替え	886万円	①竣工図面と異なる施工がされていたことなど、復旧工事とは別に本市が要請した工事	竣工図面が現況と合わない点は、契約の範囲外である。
	②★	14 区画壁未形成部分補修工事	130万円		
		15 拡散壁の解体撤去及び下地より復旧	4,180万円		
		16 仕切り壁の解体撤去及び下地より復旧	1,160万円		
		18 パネル付手摺復旧	1,530万円		
		19 仕切り壁上手摺復旧（仕切り壁撤去に伴う復旧）	294万円		
		17 客席新設、客席布貼替え	5,910万円		
その他工事		20 ホール扉交換	1,370万円	②本市が復旧工事とは関係なく、新たに発注した工事等	原告の計画に不備がないなど、本市の主張は認められない。
	③★	21 ガレリア応急復旧対応工事	323万円		
	④★	22 ホワイエ天井改修工事	297万円		
	⑤★	23 図面・資料等作成費	320万円		
	⑥★	24 警備費の追加	1,840万円		
	⑦★	25 資材置き場確保に伴う駐車場代	734万円		
計			49,203万円		

和解協議した①～⑦項目	原告請求金額
① 既存ブドウ棚ブレース追加設置	10,800万円
② 防火区画の未形成の部分に係る工事	130万円
③ ガレリア応急復旧対応工事	323万円
④ ホワイエ天井改修工事	297万円
⑤ 図面・資料等作成費	320万円
⑥ 警備費の追加	1,840万円
⑦ 資材置き場確保に伴う地下駐車場代	734万円
計	14,444万円

和解案
5,000万円

川崎シンフォニーホール施設概要等

施設概要

- 1 施設名称
川崎シンフォニーホール
(ミュージア川崎のうちホール棟部分)
- 2 所在地
川崎市幸区大宮町1310番地
- 3 構造・規模
鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
地下2階・地上8階建
- 4 敷地面積
10,669.34㎡
- 6 延べ面積
17,243.96㎡
- 7 用途
音楽ホール等



復旧前

平成23年4月18日撮影



位置図



復旧後